中国地方建設局請負代金内訳書提出実施要領

１．目　的

請負代金内訳書の提出は、土木請負工事において発注者が工程表、施工体制台帳及び施工計画書等と併せて、受注者が行う施工原価の適正化確保等、監理状況の把握に資することを目的とする。

２．性　格

請負代金内訳書は、工事請負契約書第３条に基づき、受注者が発注者に提出するものである。

３．対象工事

請負代金内訳書を提出する工事は、下記のいずれかに該当する場合とする。

（１）請負金額が１億円以上で、工期が６箇月を超える土木請負工事（河川維持工事及び道路維持工事は除く。）

（２）前号に掲げるもののほか、仮設工事費の大きい工事、新しい工法を採用する工事等で、現場説明時にこの措置の対象工事である旨の説明があった工事。

４．請負代金内訳書の内容

請負代金内訳書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に対応する金額を表示した一覧表で、前記目的に対応するよう受注者の工事施工計画書に合ったものとする。

５．請負代金内訳書の提出手続

受注者は、請負契約（変更契約を含む。）の締結後 14 日以内に当該工事に係る請負代金内訳書を別紙様式により主任監督員を経由して総括監督員に提出するものとする。

６．請負代金内訳書に関する説明

監督職員は、請負代金内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、請負代金内訳書の内容に関する協議等は行わないものとする。

７．工事費構成書の提示要求

受注者は、請負代金内訳書の提出後に、発注者に対し当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。

中国地方建設局工事費構成書提示実施要領

１．目　　的

工事費構成書の提示は、土木請負工事において、設計変更等に係る協議の円滑化に資することを目的とする。

２．性　　格

工事費構成書は、発注者側が受注者に提出するものであるが、工事請負契約書第１条に定める設計図書ではなく、当該工事請負契約上の権利を生じさせるものではない。

工事費構成書に関する資料は、当事者以外の者に提供してはならない。

３．対象工事

工事費構成書を提示できる工事は、下記のいずれかに該当する場合とする。

（１）請負金額が１億円以上で、工期が６箇月を超える土木請負工事（河川維持工事及び道路維持工事は除く。）

（２）前号に掲げるもののほか、仮設工事費の大きい工事、新しい工法を採用する工事等で、現場説明時にこの措置の対象工事である旨の説明があった工事。

４．工事費構成書の内容

工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の設計総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字２桁（３桁目又は少数３桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。

５．工事費構成書の提示手続

総括監督員は、受注者から請負代金内訳書の提出を受け、当該工事の工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に別記様式により主任監督員を経由して受注者に提出するものとする。

６．工事費構成書に関する説明

受注者は、工事費構成書の内容に関し監督職員の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、工事費構成書の内容に関する協議等は行わないものとする。